

会議要録

会議名		第3回 中神駅北側地区の住居表示実施に向けた町区域の新設に関する市民懇談会
日時		令和7年11月8日（土） 午後3時から午後4時
場所		市立武蔵野会館実習室（学習室1・1階）
出席者氏名	会員	（会長）大槻 修久 （副会長）阿部 浩、他10名
	事務局	市民部長 枝吉 敦子、市民課長 藤田 修平 住居表示担当係長 安藤 基也、住居表示担当 清水 廉
欠席者		4名
次第及び議題		1 会長挨拶 2 議 題 （1）町割り案及び丁目割り案の集約について（資料1） （2）町名（案）公募の実施について（資料2-1～資料2-2） 3 その他
配布資料		第3回市民懇談会次第 資料1 町割り案・丁目割り案について 資料2-1 【募集要領】中神駅北側地区の町名案を募集します 資料2-2 【応募用紙】中神駅北側地区の町名案を応募します 参考資料1 町名（案）公募用紙の配布希望について
会議の内容		■大槻会長挨拶 忙しいなか第3回の市民懇談会に出席していただき御礼申し上げます。本日もよろしくお願いいたします。 ■出席数及び資料の確認 会員数16名に対して12名の出席（※うちオンライン参加2名）いただいた旨事務局より報告した。また、配布資料の確認を事務局より行った。 ■議題（1）町割り案及び丁目割り案の集約について（資料1） 事務局より資料1に基づき、町割り案及び丁目割り案について説明した。

	【意見及び事務局回答】 （会員A）「実際に区域内で生活している人と話す機会があり、そのなかでB案の方が生活の実態に沿っているという意見が出て、前はA案に手を挙げたが、訂正しB案に賛成したい。」 （会員B）「町名及び丁目割り案の最終決定はどこで行うのか。本市民懇談会については、1つに決定するということではなく、意見の集約までに留まるという認識でよろしいか。」 （事務局）「1つの決定案としての提示（答申）は、住居表示審議会において行う。本市民懇談会においては、必ず1つに決定する必要はなく、各種メリットやデメリットなど、地域の方の意見をお聞きしたい。」 （会員C）「そもそも町名を変える必要があるのか。長く住んでいるお年寄りの方を始めとして、今から変更することのハードルは高い。例えば、既存の町名、例えば中神町が三丁目まで既に南にあるため、四丁目以降を採用するといった手法はどうか。また、丁目割りより先に町名を決めてその後丁目割りを決定する順番の方が良いのではないか。」 （事務局）「住居表示の実施については、過去からの経緯として市全域で行う旨決定しており、必然的に町名の変更が伴うものである。ただ、町名については既存の中神町を採用することは可能性の1つとしては考えられる。また、丁目割り案の集約については、市民懇談会の議事進行上の都合もあり、現在議論しているところだが、町名公募の結果を見て再度検討を行うことも可能であると考えている。」 （会員B）「丁目割りの件で、既存の中神町が三丁目まで存在するとのことだが、仮に今回の区域が四丁目以降になるとすれば、既存の町区域との位置関係などで、住居表示のルール上問題が生じたりしないか。」 （事務局）「最終的には住居表示審議会での判断になるが、現時点では不可能ではないと考えている。」 （会員D）「丁目割りのなかで、学区についてはどちらの案がどのような影響があるか等について検討を行ったのか。」 （阿部副会長）「区域内に小学校は3校あるが、どちらの案も学区と丁目の境界は上手く重ならない。」 ※事務局補注：A案及びB案の丁目界と小学校の学区界は一致しないが、一部A案の丁目界（二丁目と三丁目の境界）と一致している。 （会員A）「過去からの経緯としても、武蔵野小学校が開校したときなど
--	--

	学区の変更はあり、そこまで学区と一致している必要性はないかもしれないが、ある程度沿っている方が望ましいと思う。昭島市は歴史的にも縦に町が伸びていた経緯もあるし、生活している人がわかりやすいよう縦で割るのがいいと思う。」 （会員E）「質問だが、住居表示の実施については全国的に推し進められているものなのか。」 （事務局）「実施については、地域の実情等に合わせて各自治体が行き届くもので、例えば都内 26 市で言うと半分程度が住居表示を実施していない。」 （会員E）「年賀状などを整理してみると、何千番地という住所は都内においてもあるようだし、実施にあたっては説得力のある理由が必要であると考え。また、資料内に想定街区数とあるがこれはどういう意味か。」 （事務局）「街区とは道路などで囲われたひとまとまりのブロックのことで、〇〇丁目△△番□□号の 3 層構造でいうところの△△番の部分にあたる。」 （会員E）「そうすると、同じ丁目においても、街区が異なれば別々の学区に通うケースが出てくるだろうし、慎重な対応が今後求められると思う。」 （会員D）「実施に対しての意見としては、元々住んでいる我々のような人にとっては別に実施しなくても特段困らないが、『〇〇丁目△△番□□号』という表記の方が見栄えが良く都会的であるのが 1 つと、もう 1 つは他所から来た人にとって、現状は番地が飛んでいて目標の住所が探しづらいので、それを整理した方がいいよねという趣旨だと思う。また、外部からの見た目という点で言えば、（二丁目と三丁目）が横割りになっていた方が、境界となる道路の性質（センターラインがあるなど）や現在未完成の都道とのつながりなどから説明がつくものと考え。」 （大槻会長）「ということはA案に賛成ということか。」 （会員D）「はい。」 （会員F）「今回の町名募集において、丁目割りも含めて公募するというのはどうか。丁目割りについては、自分としてもなかなか決め難く、市民の意見を聞いてこの市民懇談会で判断するという形もよいと思うが。」 （事務局）「市広報の原稿締め切りなどの関係で、事前にメール等で会員の皆様にご了解いただいております、今から公募内容を変更するのは難しい。」
--	--

	(阿部副会長)「市民懇談会としては、A案及びB案どちらかに決定することではないと思う。皆さんいろいろな考え方があるので。」 (会員B)「丁目割りについては、現状市民懇談会の意見をまとめている段階で、場合によっては町名案の公募後にまた検討するという話だったと思う。」 (会員F)「市民懇談会の意向として推薦する案を決定することではないのか。」 (会員B)「A案ではこのような意見があり、B案ではこのような意見があつて…などを報告し、それを受けて最終的に決定するのは住居表示審議会のはずだが。」 (会員F)「もちろん最終的な決定はそうだという認識だが、市民懇談会として案を1つ決定することではないのか。」 (会員G)「確認だが、市民懇談会としては集約する際、1つの案に絞って推薦しますという形をとるのか、それとも例えばA案は多くの賛成があつたが、B案についても賛成の意見があつてというような形で出すことになるのかどちらか。」 (事務局)「後者の方となる。案がわかれば、それぞれの選んだ理由も含めて報告書にまとめさせていただきたい。」 (会員G)「町名案についても同様の考え方でよいか。」 (事務局)「お見込みのとおり。」 (会員B)「街区数が五十台まで行くというのは多いように見受けられるが、住居表示の一般的な事例に照らしてどうか。」 (事務局)「市内の街区数の最大が宮沢町二丁目の40街区なので、仮に案のとおり分割することが確定したら市内では最大となる見込み。一般的には多い方ではないかと思う。」 (会員B)「私の意見としては、多めの街区数になってしまうと外部の方が探しづらいなどの支障が生じる可能性があると思うので、今後進めるなかでこのような意見を考慮していただきたいと考える。」 (会員E)「私どもの自治会において今月に役員会を開いて、本案件について話し合う予定がある。福島町は、下(南)の方に神社がありそこが福島町だというイメージが強く、上(北)の方にも福島町があるということに馴染みが薄いなかで、混乱が起きないように進めていただければと考えている。」
--	---

	(会員F)「質問だが、現に存在する町区域を生かす形で、例えば福島町及び築地町を一丁目に、中神町を二丁目に、宮沢町と大神町を三丁目にそれぞれ設定するということは考えうるか。」 (事務局)「理論上は可能だが、住居表示の実施意義が薄く考えづらい。」 (会員D)「前回にも話が出ていたが、二丁目や三丁目をさらに細かく分けるということはある話なのか。」 (事務局)「拝島町が六丁目まであり、その程度まで設けることはできるが、すでに存在する町名(中神町など)も公募の対象となることから、仮に現に存在する町名を採用することとなった場合は丁目数が多すぎることになる、そのあたりは町名案検討後の判断になる。」 (大槻会長)「このあたりで市民懇談会として集約を行いたい。A案またはB案に賛成もしくはそのどちらでもないという方もいらっしゃると思うが挙手をお願いしたい。」 【挙手結果】A案1名、B案7名(出席者5名+オンライン2名)、未挙手(会長副会長を除く2名) ■議題(2)町名案公募の実施について 事務局より資料2-1及び資料2-2に基づき、町名案公募について周知の方法、公募の方法等について説明した。 【意見及び事務局回答】 (会員E)「各会館にも設置されるのか。」 (事務局)「各市立会館に応募要領及び応募用紙を設置する。」 (会員D)「募集概要に令和10年度実施見込みとあるが、もう少し早くならないか。また、10年度というと、年度末の11年3月頃までかかる可能性が高いのでは。」 (事務局)「この市民懇談会の開催後に住居表示審議会や議会での手続きが控えており、町区域と名称の決定後においても現地調査や周知の期間を一定期間設けることなどもろもろ考慮するとこのくらいの時期にならざるを得ない。なお、過去の住居表示実施の経過を鑑みると、8月の実施がほとんどであり、今回もその月の実施を見込んでいる。」
--	---

	(会員D)「募集概要に『この地域にふさわしい町名案』とあるが、例えば『文化的歴史的な由来のある町名』のような文言を追加してほしい。どこにでもあるような町名を付けたくはないという思いがある。」 (会員E)「区域内で昔から伝わる名称等があれば、参考として提示してもらえるとありがたい。」 (阿部副会長)「これから暮らしていく若い世代の人もいるので、誘導するのはよろしくないのでは。」 (会員D)「地名には文化財としての側面が少なからずあるのでさきほどのように申し上げた。」 (会員B)「区域内に『仲町公園』という公園があり、昔このあたりを仲町にしようという話があったと聞いている。私自身は肯定も否定もするわけではないが、昔から使われていて馴染みがある名称を否定するような形はよくない考える。」 (会員G)「仲町公園については、生まれ育った人にとっては経緯等を知らずとも馴染みがあるもので、そういった名称も含めて出された案はおしなべて尊重されるべきだと考える。フラットでふんわりとした言葉でいいのかなと。」 (事務局)「住居表示の実施基準においては、『できるだけ従来の町の名称(当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を含む。)に準拠して定めることを基本とすること。』とあり、広報やホームページにおいては、当該基準を踏まえ、いただいたご意見を考慮した文言を追加したい。」 (会員B)「応募資格に在学・在勤の方とあるが、基本的には住んでいる方がその区域に対しもっとも思い入れがあり、想定されるターゲットだと思う。応募された案に一時的に通学・通勤している方の意見が反映されるのは本当に必要なのかということを検討していただきたい。また、その確認をきちんと取っていただきたい。」 (事務局)「応募資格については、皆様に事前にご確認いただいております変更は難しいと思われる。在勤・在学確認の手法については検討したい。」 (会員B)「代官山の実施時については、市内市外の実募人数はどの程度だったのか。」 (会員E)「住所・氏名を記載してもらうのだから性善説でとらえてもよいのでは。」 (阿部副会長)「同じ昭島市内に住んでいる人であっても、区域内か区域外かで思い入れは全く異なると思うが、区域内の住民の声を優先したり
--	---

	できないものか。」 （事務局）「区域内外の人数などは資料等で皆様に提供できるよう工夫したい。なお、前回代官山実施時は 169 名中 14 名の方が市外からの応募となっている。」 （会員 B）「人数的にも確認できない数ではないと思う。資格をうたっている以上は、在勤・在学の確認は必要であると考える。」 【オンラインからの意見】 （会員 H）「（各戸配布する前提で）1 世帯のうち複数人から応募の要望があった場合の配布数についての対応について。」 （事務局）「各自治会よりその分の要望をいただければ配布させていただく。」 【以下は事前に当日発言が難しいとのことで連絡をいただいていた会員 H よりのメッセージ】 ・町割りについては B 案に賛成です。青梅線にそって一、二、三丁目とわかりやすい。人口、世帯数のアンバランスがデメリットとしてあるが問題無いと考えます。 ・町名については「（第 2 回市民懇談会の資料 4 における）4 その他」にあるように、長く住み続けている多くの方がいる地域なので、〈キラキラネーム〉や縁もゆかりも無い名前になってほしくないと思います。 ■その他 次回の日程は、事前に文書で案内したとおり令和 8 年 2 月 14 日（土）の 15 時から（開催場所同じ）となった。
--	--